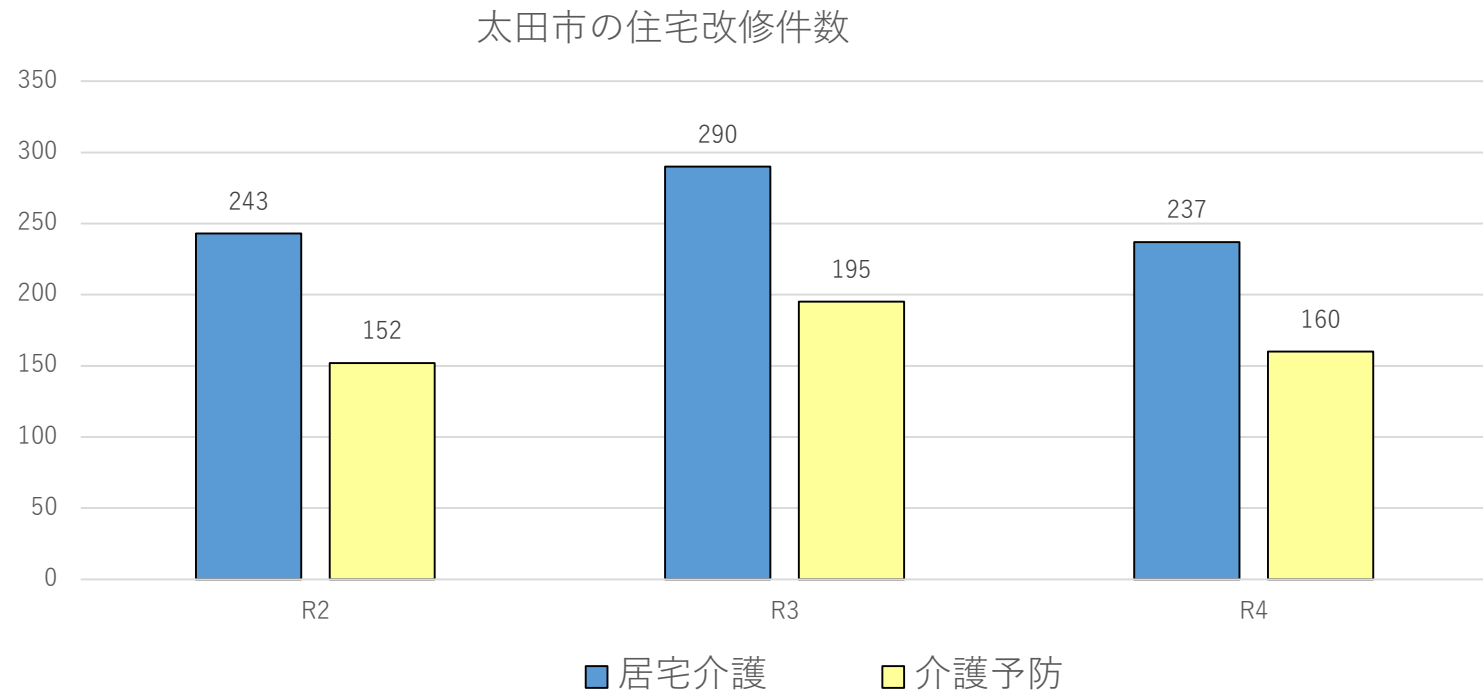


介護保険の 住宅改修について

太田市 健康医療部 介護サービス課

令和6年3月現在

1.住宅改修



住宅改修は、要支援・要介護認定を受けている方が、自宅で自立した生活を続けるために必要となる住宅の改修に係る費用の一部を支給する制度です。資産形成につながらない比較的小規模なもの(手すりの取り付けや段差解消等)が対象です。

住宅改修の必要性について検討されましたか？

生活動線の工夫（居室を変えたり、家具の配置を変える等）により安全な移動の確保ができる場合があります。結果として最小限の自己負担で済んだりもします。

住宅改修の種類

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑り防止や移動を円滑にするため等の床または通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 上記1～5の各工事に付帯して必要と認められる工事

支給内容

要介護度にかかわらず、20万円が限度です。その1割、2割または3割が自己負担です。

20万の上限額を超えた部分は自己負担となります。また、支給対象外の改修費も自己負担となります。

1回の改修で20万円までの範囲内であれば、数回に分けて申請することができます。

「介護が必要な程度」の段階が3段階以上あがった場合や、転居した場合は再度利用することができます。

2. 事前申請書の提出前の確認

- 自立支援のための改修内容になっていませんか？
- リフォーム支援事業とは異なることを説明しましたか？
- 老朽化や器具の故障等による申請ではないですか？
- 認定申請中や区分変更中ではありませんか？
- 医療機関に入院中、介護保険施設に入所中ではありませんか？
- 改修する住宅と、被保険者証に記載された住所は同じですか？
- 利用者や家族に、複数業者から見積もりを取るよう説明しましたか？(太田市は、申請時に複数業者の見積もりを添付していただきます。)

3. 事前申請書の添付書類

①見積書

- 理由書の内容と一致した改修内容の見積りになっていますか？
- 宛名は被保険者本人のフルネーム・住所が記載されていますか？
- 施行業者の住所・名称・役職（代表取締役等）
代表者氏名の記載や押印（代表者印や会社印）がありますか？
（スタンプ式のものや複写・電子印は不可です）

② 理由書

- 被保険者氏名や住所等が被保険者証の記載内容と一致していますか？
- 被保険者の状態に改修内容は合致していますか？
- 理由書は被保険者の「今」を確認するための書類です。**
理由書は、利用者・家族の要望を記入するだけではありません。住環境のどこに身体機能や介護力との不一致があるのかを見つけ出し、「住宅改修で解決できるか」「福祉用具で解決できるか」「生活の仕方ですら解決できるか」を確認し検討するものです。

※1ページ目の「どのように変えたいか」と2ページ目の「困難な状況」「改修目的」は特に大切です。

【お願い】

現地確認が必要な場合を除き、平面図と写真で改修状況を把握し、支給決定を行います。改修場所以外でも生活動線の参考となるような写真と、平面図の提出にご協力をお願いします。

③写真・図面等

【写真】

- 玄関への手すり等の取り付け・・・玄関と屋外の写真

(屋外も玄関の延長線上として確認します。玄関ドアも含めて、屋外全体の写真が必要です。)

- 屋外への手すり等の設置・・・屋外と玄関の写真 (上記同様)
- 段差解消・・・段差の高さが確認できる写真(メジャー等を添えた写真)
- 縦手すり設置・・・段差の有無が確認できる写真(メジャー等を添えた写真)
- 駐車場までの手すり設置等・・・駐車場までの動線のわかる写真

(改修場所周辺が確認ができる、引きの写真等も提出してください)

※ 施行状況が確認しにくい場合は、再度写真の撮り直しをお願いする場合があります。

【図面】

- 平面図等において、居間・寝室の位置は生活動線の確認のため必要です。必ず記載をしてください。

住宅改修の申請の際は下記の厚生労働省による「介護サービス関係Q&A」も参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000872766.pdf>

同じ介護度等であっても、身体の様子は人それぞれ異なります。
例えば、歩き方や動きも方も異なりますし、居住する家の間取り等によって、生活動線も当然異なります。
それらの要素を総合的に勘案したうえで、必要な改修であるかどうかを判断しています。

ご不明な点は、事前に介護サービス課ご相談ください。